

税務相談室

源泉徴収制度

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. 給料や報酬などを支払う者は、その支払の際に、源泉所得税を支払額から天引きして、直接国に納付しなければならないと聞いていますが、その制度の概要を説明してください。
2. 当病院は甲税務署管内にありますが、分院が乙税務署管内にあります。
分院で給料等から徴収した源泉所得税は、どこに納付したらよろしいでしょうか。

回答

1. 源泉徴収義務者が所得税の負担者に代わって、税額を計算して国に納付する。

所得税は、所得者自身が、その年の所得金額と、それに対する税額を計算し、これを自主的に申告して納付する、いわゆる「申告納税制度」を採用していますが、特定の所得については、その支払の際に所得税を徴収する「源泉徴収制度」を採っています。

この源泉徴収制度は、給与や税理士報酬、利子、配当などを支払う者（源泉徴収義務者）が、その支払の際に所定の方法により所得税額を計算し、支払金額からその所得税額を差し引いて（源泉徴収）国に納付する、というものです。

つまり、申告納税の場合には、所得税の負担者自身が所得および税額を計算して国に申告および納付するのに対し、源泉徴収の場合は、源泉徴収義務者が所得税の負担者に代わって税額を計算して国に納付する点が異なっています。

源泉徴収された所得税の額は、その所得を受ける人にとっては、その年の所得について納付しなければならない所得税の前払的なものでありますが、大部分の給与所得者は、年末調整によって正確な納税額に精算されますので、改めて確定申告する必要がなく、源泉徴収制度は給与所得者にとっても国にとっても非常に便利な仕組みであるといえます。

なお、給与、賞与に対する源泉徴収事務は、源泉徴収義務者が下記イに掲げるものを用意し、受給者から同口に掲げる申告書の提出を受けて、おおむね次の手順により行います。

まず、扶養控除等申告書の記載に基づき、毎月の給与については「月額表」を、賞与については「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」をそれぞれ適用して、給与および賞与に対する源泉所得税額を求めて支払額から源泉徴収したうえ、これらの額を納付書および徴収高計算書に記載し、これに納付税額を添えて翌月10日までに日本銀行の本支店、代理店、歳入代理店又は郵便局に納付します。

次に、その年最後の給与等を支払う際、扶養控除等申告書および保険料控除申告書の記載に基づき、その年の総支給額について「年末調整のための源泉徴収税額表」および「同付表」を適用して年税額を求め、既に徴収した源泉徴収税額との過不足額を精算（年末調整）します。

イ 源泉徴収義務者が用意するもの

- ①給与所得の源泉徴収税額表
- ②源泉徴収簿
- ③給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）
- ④年末調整の税額表

ロ 給与、賞与の受給者が源泉徴収義務者に提出する申告書

- ①給与所得者の扶養控除等申告書
- ②給与所得者の保険料控除申告書
- ③給与所得者の配偶者特別控除申告書

2. 分院で給与等の支払事務をしている場合には、分院の所在地を管轄する乙税務署に納付する。

給与等の支払をする者が所得税法の規定に基づいて所得税の源泉徴収をした場合に、その所得税の納税地は、その者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその支払事務を取り扱うもののその支払の日における所在地とされています。

そして、その支払事務を取り扱う事務所の判定は、その給与または退職手当等の支給額、徴収すべき税額の計算に関する人事考課上および税務上の資料を常時管理し、その計算および支払事務について責任を有しているかどうかにより行うこととなっています。

したがって、ご質問の場合には、分院の従業員に対する給与等の支払事務は分院で行われているようですから、分院で徴収した源泉所得税は乙税務署へ納付することとなります。